

八戸市奨学金【新制度】について

奨学金区分		一般奨学金 (高校・大学)		第 1 種特別奨学金 (大学)	第 2 種特別奨学金【新設】 (高校・大学)
奨学金月額		(高校) 20,000 円 (大学) 40,000 円		100,000 円	(高校) 20,000 円 【10 名を予定】 (大学) 40,000 円 【2 名を予定】
対象学校		在学採用	予約採用	予約採用	平成 27 年度予約採用 平成 28 年度から給付
		高校、高専、 高専専攻科、 短大、大学 専修学校	高校、高専、 高専専攻科、 短大、大学に、 翌年度から進 学しようとする者	大学 (短大除く。) ※高校 3 年時だけ申請可能。	中学校、高校又は高専に在学する者で、高校、高専、高専専攻科、短大又は大学に、翌年度から進学しようとするもの(浪人生不可) ・ 中学 3 年時 →高校、高専 ・ 高校 3 年時 →大学、短大、高専 ・ 高専 3 年時 →大学、短大 ・ 高専 5 年時 →大学、高専 (専攻科) ※高専 3 年から高専 4 年への進級又は他の高専への編入は進学とみなさない。
志願資格 (抜粋)	共通 項目	・ 現行条例第 4 条第 1 項第 5 号の規定 「本市からこの条例の規定による奨学金以外の奨学金の貸与を受けていない者」 →この規定を削除することで、八戸市奨学金以外の全ての奨学金と併用できるようになる。			
	固有 項目	・ 学術優秀な者 : 3.0 以上 (高校予約は 3.5 以上)	・ 特に学術優秀な者 : 4.5 以上	・ 学術優秀な者 : 4.0 以上	
奨学金の併用等		・ 一般奨学金、第 1 種特別奨学金及び第 2 種特別奨学金【新設】は、同時に受けることができない。 ・ 八戸市奨学金以外の奨学金との併給は可能。			
貸与及び給付の期間		・ 奨学生の在学する学校の正規の修業期間内とする。			

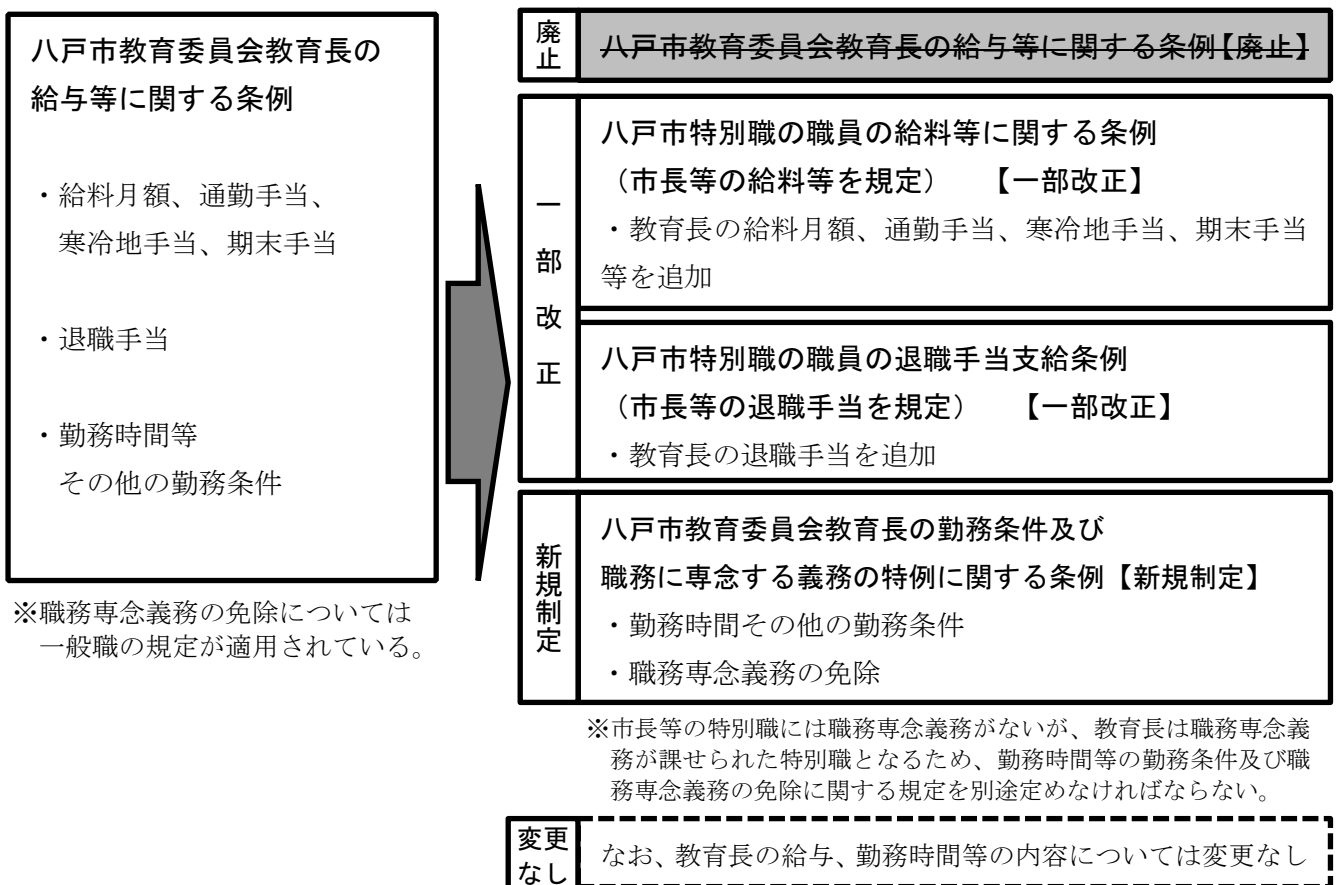
地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴う条例整備について

1 教育長の給与等に関する条例整備

(1) 整備理由

平成 27 年 4 月 1 日施行の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正（以下「法改正」という。）により、教育長の身分が「一般職」から「特別職」に変わることから、「特別職」としての教育長の給与、勤務条件等を規定するため、所要の改正を行うものである。

(2) 条例整備イメージ



2 委員長職の廃止に関する条例改正

(1) 改正理由

法改正により、現行の委員長と教育長を一本化した新「教育長」が設置され、委員長職は廃止となることから、委員長の報酬についての規定を削除するものである。

(2) 「八戸市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例」の一部改正

報酬額を定める別表から「教育委員会委員長」の項目を削除する。なお、教育委員の報酬額については変更なし。

3 その他の条例改正

(1) 「八戸市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例」の一部改正

法改正により、条例の根拠としている条文に条項ズレが生じたため、規定の整理をするものである。

(2) 「八戸市職員等の旅費支給条例」の一部改正

法改正により、教育長の身分が「一般職」から「特別職」に変わることから、以下のとおり改正を行うものである。

・第14条第1項第3号

【現行】「市長、副市長、常勤の監査委員及び教育長（以下「特別職の職員等」という。）～」

【改正後】「市長、副市長、常勤の監査委員及び教育長（以下「特別職の職員」という。）～」

・第15条第2号、別表第1及び別表第2も同様

(3) 「八戸市外国語指導員等の報酬及び費用弁償に関する条例」、「八戸市消防団条例」及び「八戸市立市民病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例」の一部改正

それぞれの条例に上記「八戸市職員等の旅費支給条例」の「特別職の職員等」を引用している条文があることから、「等」を削り「特別職の職員」に改正を行うものである。

4 施行期日及び経過措置

(1) 施行期日

上記すべての施行期日は、法改正の施行期日と同様に「平成27年4月1日」とする。

(2) 経過措置

今回の法改正では、現に在職している教育長の教育委員としての任期中に限り、新法の一部は適用せず、旧法の一部がなおその効力を有するという経過措置が設けられており、今回の条例整備はこれに該当することから、法律と同様の経過措置を設ける。

(ただし、3の(1)「八戸市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例」の一部改正のみは経過措置の該当とならず、平成27年4月1日施行となる。)

5 改正手続き

今回の条例整備は、すべて市長部局所管の条例であるため、市長から教育委員会に対して意見を求められているものであり、教育委員会として異議がなければ今後3月市議会に市長から提案される予定である。